

第三章 都市計畫の沿革

第一節 總 説

都市の發達及其變遷は各國其趣を異にし、夫々特徴を有するものであつて、歴史的にはそれを都市計畫の見地から考究する事は極めて有意義にして、將來都市の發展を誘導する上に於ても必要な事である。何れの國民にても自國の何物も他國の夫れに勝れりと自負するものあり、又之れと反対に外國の文物は何れもが自國の夫れに勝れりと考ふるものもある。都市計畫の事柄は後者に屬する場合が多い様である。例へば英國民は獨逸都市が非常に良く見える、即道路の幅員は何れも廣くして建築物が極めて整然として均整を保ち、都市美を保持して居る事を羨望して居る、之に反し獨逸人は英國都市の大工場に屬する田園工場街 Garden suburb or Village が如何にも立派に出來て居る事を見て之を羨む、然るに獨逸に於ては既に其以前に此種の職工住宅は Essen の Krupp 工場に於て英國都市よりも早く實現せられて居る。又米國人は歐大陸の古い町にして、都市的施設の完備せる且美的都市を非常に羨望して居る。然るに米國には又歐大陸には見る事の出来ない立派な、思ひ切つた優美なる Civic Center の施設が至る所の都市に築設せられて居る事に餘り気が付かない。之は何れも觀察を誤まれりと言ふには非ざるも他山の石の觀がある、翻つて我國の都市の實状を見る時は何れの點より之を見るも、歐米諸都市に勝る事は如何しても考へられぬ。

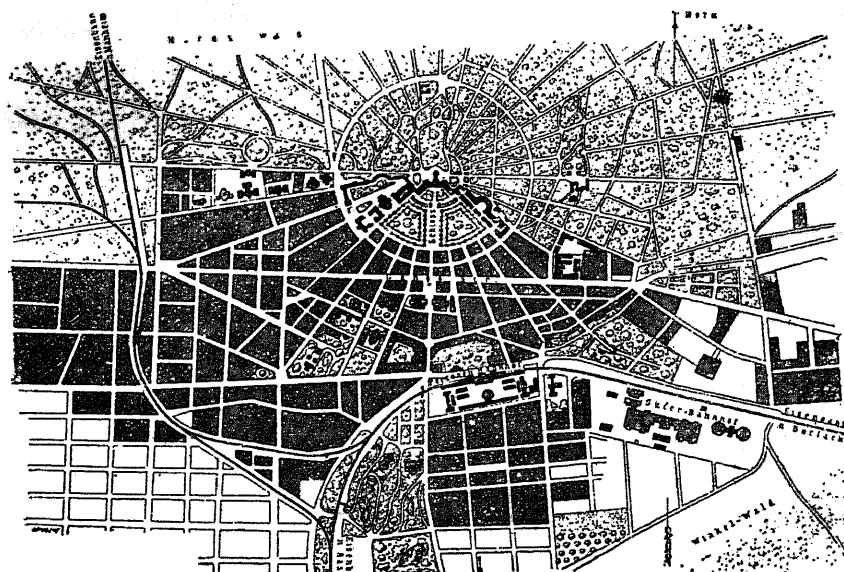
第二節 各國都市計畫の特徵

第一項 獨逸の都市計畫

獨逸に於ける都市計畫は他國の夫れとは大に趣を異にし、最も近代式に出來て居る。一體獨逸に於ては公共團體に自由なる行政權の發動を認め、法律に於て禁

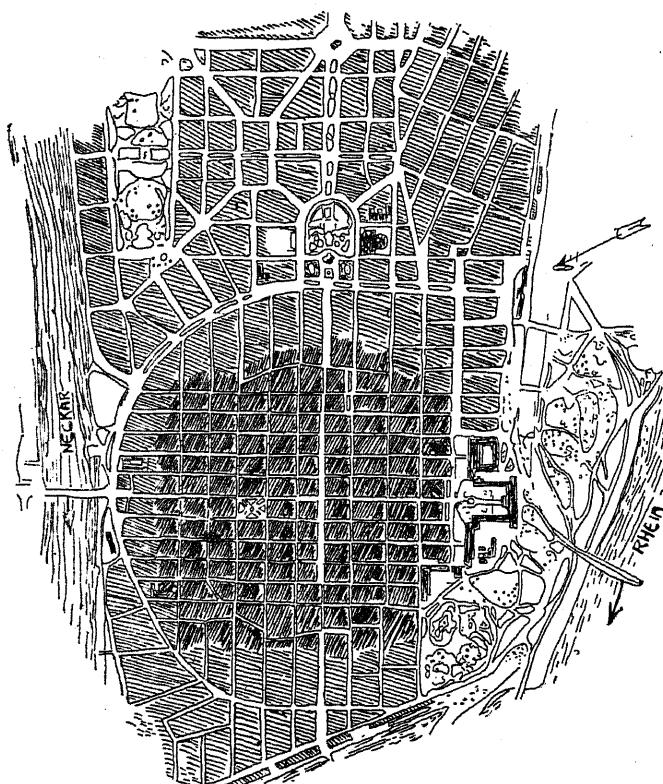
ぜられたる事の外は何事でも爲し得ざる事なきことを原則とするが故に、都市計畫に關しても法律的には英國の Housiug and Town Planning Act の如く完備せりとは言はれぬが、元來國民性が極めて秩序的且科學的である爲めに、自ら傳統的に都市計畫の精神に合致し市街地の秩序ある開發を導く爲めに、道路計畫なき所には建築物の建築を禁止さるゝが如き、又道路の境界線を以て建築物の家並線となすが如き、建築線設定に關する權能を自治權に附與するが如き、總て自治に俟つて然して能く都市の健全なる發達を促すに足れりとなした、故に獨逸都市に於ける都市計畫に關する根據法としては只 1875 年の建築線法 Baufuflinien Gesetz あるのみであるが、之れが今日獨逸諸都市に於て整然たる街衢を有するに至つた根本法である。

獨逸各都市は本法によりて、都市の構成の基幹となし得べき權能を與へられ



Plan of Karlsruhe,
(Note the complete breaking away from the Roman Method.)

た、實に本法は都市建設の大憲章とも稱すべきものである、而して此 1875 年普魯西の建築線法は 1918 年の住宅法により一部改正せられたるも、中小住宅の要求に應する爲めに、街路境界線及建築線の設定を考へ、又街路幅員及奥行を特に考慮すること、未完成街路の沿道建築物が、特に中小住宅の爲めに實行せらるゝ見込確實なる時は、建築禁止を特免して中小住宅の建築を促進すること、沿道土地所有者の負擔金は中小住宅に對し、又は無資産階級の爲めにする公共施設の建物に對しては之を免除し、又は之を輕減する事にした。然して此建築線法は僅か二十條よりなる法律なるも其規定する所極めて廣汎にして、其第一條には都市及市街地に於て街路廣場並に小公園、遊戯場、休養園の新設又は變更するが爲め、市町村長は市町村會の議決を經、公共の必要に基き地方警察官廳と協議し、街路



Plan of Mannheim
第 2 圖

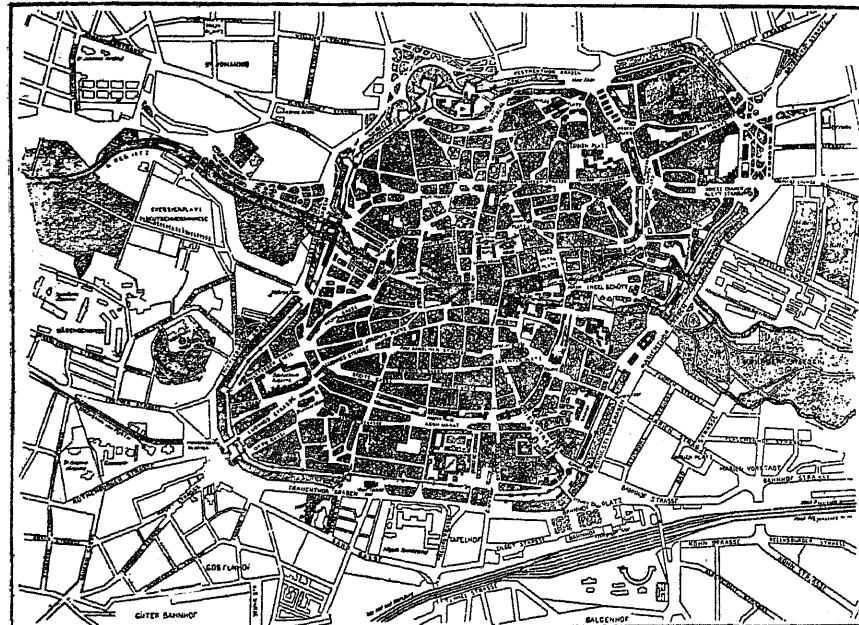
境界線及建築線の設定をなすものである。然して第三條には又街路境界線及建築線の設定に際しては、住宅の需要並に交通上、防火上及衛生上の要求には充分の考慮を拂ひ、且街路及廣場の體裁を損し、又は街並を傷けず環境の風致を害せざる事を要すと規定して居る。

又 Saxen の建築法は 1900 年に發布せられ、1904 年一部改正追加せられた、本法は十一章に分れ一般的土地の計畫、公共用地の提供、土地區劃整理及建築規定等が含まれて居る、即敷地計畫によりて建築線を決定し、家屋の種類に依りて道路幅員を定め、建物の高さ、建築面積の敷地に對する割合等を決定する事となつてゐる。然して此敷地計畫は原則として未建築敷地に適用さるゝものなるも、既建築部分に對しても之を決定する事が出来る、然して此計畫は總て綜合的である事を條件として我國の制度とは相違して、地域的に決定せらるゝ方法である、

(第 1 圖、第 2 圖) 本法の特色とする所は、此敷地計畫又は街路境界線及建築線の計畫が規定されれば、凡ての建築を拘束し街路の沿道に建築せんとする場合は一定幅員迄は自己の費用を以て用地を準備し、且其築造費をも自己が負擔し、公共團體に提供する事になつてゐる。之れは相當大なる負擔なる事勿論なるも、土地の開發は自己の利益となるものなれば、之等全部を其土地の負擔とした。斯くて未開發地の開發を圖る事にした。又伯林に在りては獨り市内の發展のみに止まらず市外の發展の趨勢著しきものあるに鑑み、市外に對して土地政策の徹底を期すべく遂に隣接町村との間に共同目的組合を組織したるが遂に 1920 年四月所謂大伯林市が形成され、大都市整備の徹底案が畫策された。

又獨逸の都市計畫として、最も特殊なものは地域制度の確立である、此地域制度の實行は勿論、都市の自治権に委せられてあるから、市街地發達の傾向に對しては適當に之を施行して、摩天閣の住宅等を禁じた。又 Breslau, Cologne の如く舊城砦を破壊して、循環道路に改造し Frankfurt a.m. 及 Nuremberg (第 3 圖) の如く、舊市の部分は之を其儘保有し郊外地を獲得して以て土地政策に資する所

NUREMBERG



Note The lack of any system of planning is especially marked in the northern part of the town, adjacent to the old fortress.

第 3

あらしめた。例へば Strasburg は其面積一人に付 57 呎平方に等しき土地を、又 Uhn 市は市の八割の土地を郊外に所有し、伯林市又市の三倍の土地を所有して居る。如斯市が郊外の土地を所有するを以て土地の投機が絶対に行はれぬ。Adickes が Frankfurt a.m. の市長たるに及び都市が施行せる道路其地の公共的施設に依りて錯綜せる土地所有權の關係を整理し、更に土地利用の増進を計らんが爲めに農耕地整理の趣旨に則り、市街地の殘地を整理分合をなす、所謂土地區劃整理法を案出し都市計畫の實施に伴ふ效果的處分法の鍵輪を與へた、之れ今日有名なる Adickes' Law と稱して知らるゝ法にして土地區劃整理の基本的法制である Frankfurt 市は此制度の運用により能く現在世界に有名なる市制を開拓したのである。

第二項 佛蘭西の都市計畫

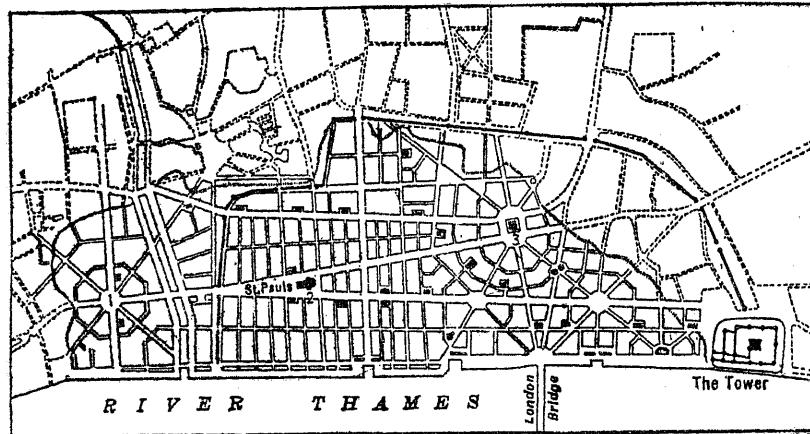
近世都市建設の思想より割出して出來た最初のものは巴里市である。ルイ十四世は首都を美化する觀念が極めて旺盛であつた當時出來たものに、Madelain, Place de la Concord, Hotel de Alcalalide, Place de la Twilly, 及其附近の廣闊なる並木道等がある、ナポレオン一世も亦首都巴里の美觀計畫に熱心にして、當時人口 70 萬人なりしが將來の大計畫を樹立して道路の開設河川の改良等をなして、面目を全く一新した、次でナポレオン三世は E. Houssman をして更に大計畫を立てしめた、即府の中心地區を改造して今日世界に誇り得る美觀都市たらしめ、又遊覽都市として旅客を吸收し、世界の羨望の都市となつたのである。佛國に於ては巴里以外の都市計畫運動は、從來見るべきものがなかつたが 1919 年都市計畫及村落計畫法が發布せられて次の如く廣く市町村等にも施行されるに至つた。

- (a) 人口一萬人以上の都市は三箇年内に其計畫を決定すること
 - (b) 人口五千人以上の中等の市にして五年間に一割の人口増加を示すもの
 - (c) セーヌ縣内の市町村全部
 - (d) 海岸等の人口急激に増加する所
 - (e) 歴史上及藝術上價值ある一團の建築物、組合にて建設されたる新しき村落其他の都市にも適用される事になつた。

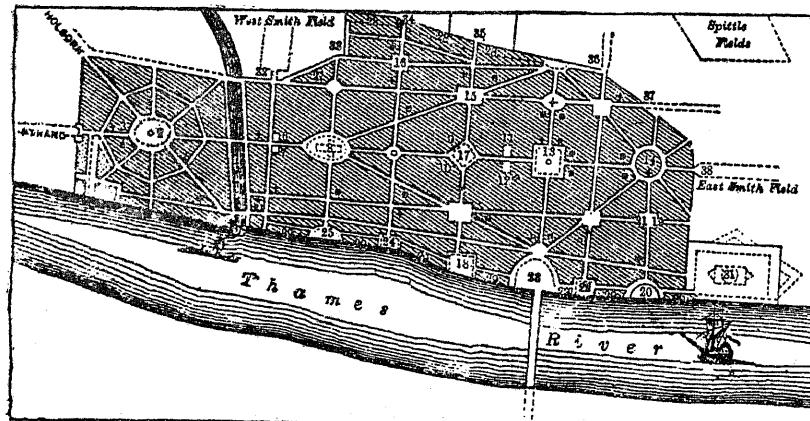
然して此法律は 1924 年一部改正せられ人口一萬人以上の都市は膨脹を都市計畫の組織に従はしむる事にした。又巴里の郊外を工業、商業、住宅の各地域に分けた、而して都市計畫として規定すべき内容は、道路の新設及擴張其方向幅員及外觀等を決定すること、公園、遊戲場、自由空地、植樹森林其他の位置及面積の決定記念建造物、公共建築物の敷地の決定等の事項を含んで居る。今日國內には三百有餘の都市の都市計畫案があるが、一般に都市計畫は遅々として進捗を見ない、是れ英國の都市計畫の如く、計畫樹立の強制的決定及之に伴ふ其效果に關する規定が缺けて居るからだと思はれる。

第三項 英國の都市計畫

英國は元來工業國であるから産業革命の影響は最も早くから受けた、而かも國民性が甚しく保守的で改造するとか新企計畫等に關しては、餘りに完全なる諒解を持たぬ様である。斯るが故に彼の 1666 年の倫敦大火の後 Sir Christopher Wren の倫敦復興大計畫(第 4 圖)も遂に其實現を見ず只に Paper drawing に終りしは



Plan Proposed by Sir Christopher Wren for the rebuilding of the central part of London after the Great Fire of 1666.



Plan proposed by Sir John Evelyn for the rebuilding of part of London

返す返すも残念の極みである。若し此大計畫にして實行されて居たならば、今日倫敦は世界に誇るべき美的都市として、世人の羨望を恣にしたりしならむ。今日 St. Paul の大寺院が彼の見苦しき小店舗によりて、圍繞せられて居るとか、又曾ては世界の財界の霸を握り、金融市場の中樞をなした英蘭銀行の附近と西倫敦の商業中心地區とを連絡する倫敦の大幹線道路 Oxford street 及 Fleet street は勿論倫敦市内の各道路も、現在の如き交通混雜の狀態を現出せざりしならんに、今日に至りて倫敦市民は地下の Wren に申譯なく悔めども更に甲斐なき事である。然しながら一面に於て倫敦市民は、住宅問題殊に住宅衛生の問題に付いては、極めて進歩したる理解と倦まさる熱心とを以て、不良住宅の改善に努力した、彼の産業革命以來 1875 年の Public health Act が公布せらるゝに至る迄は、主として不良住宅及不衛生地區の改善に、又労働者住宅の改良に没頭したのである、即 1848 年 Public health Act が始めて發布せられ 1851 年労働者住宅或は Shaftesbury Act の公布、1868 年 Toren Act 1875 年 Cross Act が公布せられたが次で Public health Act によりて從來の法令が全部統一さるゝに至つた、之れが今日の Public health Act と稱するものである。此法律は地方廳に街路の構造及幅員、建築敷地内の空地、建物の構造、衛生に關する取締及各人の住居に不適合なるものゝ除却等に關する條例を制定する權限を與へた。併し乍此法律の影響は相當大なるものがあつたが、其結果は大した成功と言ふ事は出來ない、其故は Model clause の多少不備なりしにもよる所あらむ。上述の如く英國に於ける現代の都市計畫法は主として住居及衛生的見地から出發して居る事が窺はれる。如斯住宅問題に惱み果てたる英國民は茲に一つの轉換期を崩した、即住宅問題に對する新しき運動是れである。而して此運動の先驅をなしたるものは、ボーンビルのカドベリー及ボトサンライトの建設者レバーの二人である、此兩者は Model clause の原則を破つて庭園村落式 Garden Village の計畫を始めて英國工場村に試み快適なる設備をなし、住家の周圍に廣闊なる庭園又は空地を保存し、且 1 エーカー當りの戸數を

制限した事は最も特色ある行方であつた。即ボーンビルは宅地の奥行を深くして庭園を廣くし、ポートサンライトにては家の近くに空地、又は貸地を用意して農夫と同じ様に耕す事が出来る様に考慮した。此二つの田園郊外村の各の特色を掲げれば次の如くである。

Bournville (1879)

- (1) 借家人は他の工場の労働者も同様に取扱ふ
- (2) 家賃は4%の利廻に制限せり
- (3) 財産管理財團に委す、將來の利益は其區域の改良に充當する事
- (4) 現在面積 655エーカー
- (5) 死亡率千人に付五人五分
(バーミンガムは14.5人/00)
- (6) 乳児死亡率千人の出産に付 37人
(バーミンガム 125人/00)

Port Sunlight (1888年)

- (1) 専属職工のみに貸す
- (2) 家賃は維持修繕費相當額のみ
- (3) 工場經營者に屬す
- (4) 現在面積 547エーカー
- (5) 死亡率 千人に付九人七分
(英國全體 14.3人/00)

如斯 Garden Village 又は Industrial suburb の衛生上價値ある事が認められ法律改正上顯著なる影響を與へた、即庭園と空地を充分に保持する爲めに1エーカー當の戸數を制限する事は1909年の法律改正に當りて Bournville 及 Port-sunlight の實驗が力強き主張をなした事となる、實に此制限は今日の英國の地域制の根基をなすものであつて、世界各國の法律の上に一大明星たるの觀がある。此兩者の思想と其効果とに刺激せられ、都市計畫界に一大センセーションを巻き起したのは1898年 E. Howard により提唱されたる Garden City 田園都市である、氏は大工業都市の弊害を説きて新しき都市「田園都市」の建設を主唱した。此は英國に於ける都市計畫運動を更に一段の進歩向上をなさしめたものである。

此提唱に係る田園都市の模型的都市は面積 6,000エーカー、豫想人口 32,000人にし内 1,000エーカーを市街地とし中央公園には公共建築物を集中し其周圍に住居地域を圓形に配列し更に其外周に工業地域を周らすのである。而して此市街は直徑約 1.5哩にして其外側は全部農業地帶となす案である。

第二節 各國都市計畫の特徴

此運動は一般に非常なる興味を惹き田園都市協會の設立を見逐に 1903 年倫敦北郊三十五哩の所に於てレツチウォース第一田園都市會社が設立され實際問題として具體化された。

Letchworth First Garcen City Co. Ltd. 最初面積 3,818 エーカーの土地を買收し人口 30,000 人を收容する豫定にて市街地を 1,250 エーカーとし、2,500 エーカーの農業地帶を見込んだ、Letchworth は其後異常なる發達をなし 1923 年に於ては工場を併せて 3,349 の建物が建てられ人口既に 13,500 人を數ふるに至つた、而して其死亡率は千人に付 7.4 人又乳兒死亡率は生産兒千人に付 47.8 人と云ふ極めて優秀なる成績を擧げて居る。

而して第一田園都市會社は其配當を五分に制限し其剩餘は凡て住民の幸福の爲めに費さるゝ規定である。此田園都市の影響を受けて次に發達したものが田園郊外住宅の計畫である。之は大都市の郊外住宅をして理想郷たらしめんとする運動である。斯くして遂に 1909 年地方政務院總裁労働黨出身最初の閣僚たる J. Burne 氏の努力により Housing and Town Planning Act が制定せられた、此の法律は 1890 年の法律に改正を加へられたものであるが、此に始めて住宅問題から一步進んで都市計畫の問題に迄進化し、之れにて法律が完成した次第である。即英國に於ては 1875~1903 年間は住宅衛生問題を中心として都市の改良が行はれ、1903~1909 年間には田園都市運動時代を現出し 1909 年以後は住宅及都市計畫が相結合して完全なる都市計畫運動に進んだ次第である。世界大戰は英國の都市計畫運動には一大障礙を與へたもので、漸く完備せる法律も大戰中は全く省みられなかつたが平和克復後兵卒の歸還と共に一時非常なる住宅の不足を告げたれば、調査委員會の報告に依り 1919 年更に法律の施行に付いて改正を加へた即

- (1) 人口二萬人以上の町村は強制的に都市計畫をなさしむること
- (2) 1923 年より三箇年以内に設計を作製し、衛生省へ提出せしむる事とした其内容は道路の系統、建築線毎エーカー建築數、墓地及地域等を定むる事である。

都市計畫設計案は 1923 年法律により 1929 年延期された、尙家屋の密度に付ては 1

エーカーに付農村 8 戸其他 12 戸を許す事にせり。

1925 年の法律は過去の都市計画に関する各種の法律を統一したもので 1909 年の都市計画に関する部分及 1919 年法の追加住居法をも包含するに至つた、而して英國に於ける都市計画の目的とする所は、本法に示して曰はく都市計画は本法の規定する所に従ひ、土地の利用及開発に關して適當なる衛生状態、快適及利便を達成する一般的目的を以て、現在發達の途上にあるもの及將來發達して、建築の目的に使用せらるゝ土地に適用せらるゝものなりとした。斯くて大戰後は目覺ましき住宅建築の活動により既に百萬戸の住宅が建設せられ、都市計画も亦同時に著しき進境を見るに至つた。今日人口二萬以上を有する都市は 169 の計畫が決定せられた。此他人口二萬以下にして自發的に都市計画を爲さんとする地方自治團體が 163 ある。斯くて英國に於ける都市計画の現状は田園都市運動より更に一步を進め、地方計画運動となり現に地方計画委員會の組織を見たるもの五十有餘を數ふるに至つた。(第五章参照)

第四項 米國の都市計画

米國は過國以來自由を尊び個人生活に對しては極めて無干渉主義を探り、従つて都市行政も亦永く自由放任主義に立脚せる爲め、都市生活は何れも著しく亂雑となり、非常な高層建築物及大工場が都市の主要街路に面して無遠慮に聳立し、都市生活は著しく不便且不快となり、遂には危険状態ともなるに至つた。茲に於てか識者は何んとかして早く此窮状より脱出して之れを匡救せざる可らずとなして輿論は遂に公共の利益の爲めには、建築自由の原則を犠牲に供する事となり、獨逸諸都市が其統制に成功せる地域制度を中心とする都市建築條例を實施するの大英斷に出でた。然るに此事柄は往々にして憲法違反なりと非難する者もあつた、又或州にあつては法律を改正して、之等の條令を定むる權能を都市に附與した所もある。大審院も亦之等の問題に對しては、事苟くも公共の利益に必要なる事なれば、正當なりとの判決を下した。

米國に於ては各種地域等の制定の權能は、各市長に與へられてあるが故に、我國の如く劃一主義の弊に陥らず、各都市固有の状況に應じて適當に之を制定する事が出来るので、最も便宜である。米國に於ける都市計画運動は如斯建築物制限より出發したるものにして 1909 年ロスアンゼルス市に於て、始めて用途地域制が一部に施行せられ次で 1916 年紐育に、1918 年セントルイス市に共に地域制が施行され、地域制度の完成を爲し、今や米國各都市は競ふて此地域の制定に精進しつゝある状況である。此他米國に於ける一般都市計画の特徴として見るべきものは二三ある、即

第一、米國都市の街路は彼のウイリアム、ベンが 1682 年費府の設計に用ひたる例に従ひ、凡て格子型を用ひて土地の高低自然の地形をも無視して、一向頓着なく矩形又は正方形の街廓を作つた紐育、費府、市俄古、桑港等皆此例である、

第二、大陸風の廣場計畫とは異なりて、大公園計畫の思想から 1850 年頃ドーニング氏が専ら先駆的活動をなして、切りに大公園の必要を説き廻つた結果、

1857 年紐育市の中央公園委員會が設置せられ、オルムステット氏が其設計の任に當り、現在の中央公園が出來た、即運動設備及休養設備等に對して、科學的準備をなしたるものであつて、各市共此運動を續けつゝある所以である。

第三、米國の都市計画の特徴として、見逃す事が出來ない問題の一は Civic Center を造る事である。華府、費府、桑港を始めとして各市競ふて公館地區の實現に向つて邁進して、非常に目立つ立派なるものが出來て居る事は其特徴の一つである。

次に各市の計畫に付て其特徴の二三を紹介しよふ。

(1) 市俄古博覽會 米國今日の都市計畫の發達史上見逃す事の出來ないのは、1893 年市俄古市に開かれたる世界大博覽會である、此博覽會は其建築的壯麗と水樹木等の風景を結合した綜合的計畫は都市計畫の如何に市民生活に必要なるかを如實に説明し、市民一般に新しき一大衝動を惹起し遂に市民よりなる商業俱樂部

の市俄古改造案が完成する動機を作つたものと言ふべく、今日も尙市俄古市は此百年計畫の下に着々改造の道程にある。

(2) ボストン 1885年オールムステット氏はボストン市の公園計畫をなし、米國都市計畫の爲めに非常なる貢献をなした。更に1893年エリオット氏は引續き大公園系統樹立の觀念に發展して、遂に同年全國委員會を設立し、市及近郊三十八ヶ町村を包含する公園區域を定め、15,000 エーカーの公園と25哩の公園道とが計畫された、此れに要する費用 25,000,000 弁は各市町村の分擔する所となし、維持管理に付いても各自負擔する事にして、今日世界に誇る大公園系統の實現を見た、又地域制に付いてもボストン市は1892年既に建物の高さの制限をなした。更に1904年法律を以て A, B, 二區分に分ち、夫々地區の建物の高さの制限を勧行した。

(3) 紐育 本市最初の計畫は1807年の法律に依りて設定されたる、マンハッタン區の計畫である、本區は長さ十四哩巾二哩半の半島であつて、當時交通及建築技術の方面より考慮せられて、街路は凡て格子型を採用した、即東西の道路の幅員は六十呎とし、街廓の巾を二百呎とした、又南北の道路の幅員は百呎を標準とし、街廓の長さは六百五十呎乃至九百二十呎となした、此設計は當時尤も理想的なりとして賞讃を博したものであるが、今日の交通狀態から見れば種々の缺點を見出さずにはゐられぬ、1860年更にブロンクスの計畫をなし1898年大紐育が實現し Manhattan, Bronx, Brooklyn, Queens, 及 Richmond の全部を包含する單一行政區域となし、當時有名なる N. P. Lewis が凡ての計畫の采配を振つて今日の大紐育の合理的發展に對する基礎を固めた。1911年更に Brooklyn の高速交通機關委員會は高速交通機關の系統、並に街路、公園、教育及都市中心地區の設計をなし、半徑十八哩に亘る紐育高速度交通機關の計畫を確立し、今や之が完成の域に到達せんとして居る。而して此れが完成の暁は、現在の數倍の輸送力を發揮し、大紐育交通問題の解決に資せんとして居るのである。

(4) 市俄古と桑港 1906年 D. H. Burnham は市俄古商業俱樂部の依嘱によつて Chicago Plan を作成し、市長に建議し1909年之が採擇された。其内容は、

- 1 街路系統の延長百九十八哩を新設又は擴築すること。
- 2 市俄古を中心として放射幹線を計畫し、三條の循環幹線道路を配すること。
- 3 1,236 エーカーの公園をミシガン湖畔に設定し市の中央公園とリンカーン公園とを連絡して二大公園系統を樹立した。
- 4 此他街路、並木道、運動場、遊戯場、市外森林保存地、郊外運動場、水陸連絡設備、公共建築及地域制度等實に大規模の綜合計畫をなした。

然して此計畫は市當局の認むる所となり、他の凡ての公企業も實施に際しては此都市計畫委員會に諮詢する事として其統一を計つたが、當初此計畫は只夢物語であつて、あれは一枚の畫に過ぎないと言はれた。或は之は市の事業の妨害者であるとか、又は皮相的思想家であるとか罵られたが、俱樂部員の熱心なる喧傳により、遂には市民も Burnham Plan が出來た位に評した、續いて識者は商業俱樂部の計畫として之を承認するに至つた尙も市の教育部の喧傳を行ひ、小學兒童にも之を教へ込んで、其必要を説いた結果、遂には一般市民の認むる所となつて “Heart and Soul Plan of all Chicago” となつた。斯くして此計畫は今日は實行的計畫となり、米國他都市の模範となるに至つた。

桑港は1904年市俄古のバーナム氏に依嘱して、改造計畫を作成したが、1906年の大震火災に遭遇し、復興事業として實現せんと努めたが、此大計畫の一部分しか採用されなかつた。

(5) 費府 1682年ウイリアム、ベンに依つて設計せられたる米國に於ける良き町と稱せられて居る市廳は、市の中心地の廣場の中に建設せられ、四個の廣場が其四方に配置せられた。街衢は直角に交る格子型にして、米國各都市の先鞭を

付けた最近の計画は此格子型の單調を破り、交通の利便増進を目的として對角線の街路を挿入し、更に市廳廣場とフェーモント公園とを結ぶ公園道の執行によりて、佛蘭西風の通景を作り大に市の面目を改めた。

(6) 華府 米國獨立戦争の混沌たる間に合衆國の永久の首都を定むべしとの議が起り、衆議は一致して天然の美しきボトマツク河の畔に、之を定むる事に決した。大統領ワシントンは佛人ランファンを招聘して其設計に當らしめた。同氏の計画を成したのが、今日の華府の都であつて、爾來百年を経過せる今日何れの建築家も藝術家も、之に一つの修正を加ふべき餘地を見出さない。而して此帝都計画は大統領ワシントンの助言にも負ふ所勿論大なるものありしと雖も、此計画に非常な同情を寄せたるジェファーソンの努力も忘れる事が出來ぬ。而してランファンの此設計は當初に於て、都市美とか將來の豫想などが全然理解出來ない議員等により變更、又は修正を加へんとせられたが、遂に正當なる理解者の支持を得て、今日の世界の模範都市ワシントンが實現さるゝに至つた。次で遷都百年祭の行はれた 1895 年コロンビア州の公園系統改善計画が提唱され、更に 1915 年には延長二哩半面積百六十二エーカーのロツク、クリーク公園道と三百二十七エーカーの東ボトマツク公園を設けて、休養公園となす計画が決定された、尙 1899 年には建築條例が制定され、建築線は道路幅に二十呎を加へたものを限度とし、且住宅地に於ては八十呎を限度とする事にした。

(7) 米國に於ける現勢 1927 年全米國都市計画委員會の調査報告書に依れば今日米國に於て都市計画を施行して居るのは、全部で百七十六都市である。其人口二千五百萬人以上である。

米國都市計画施行都市統計

人口	計画市數
1,000,000 以上	2
500,000—1,000,000	8
250,000— 500,000	12

第二節 各國都市計画の特徴

100,000—250,000	22
50,000—100,000	35
25,000—50,000	28
10,000—25,000	25
5,000—10,000	13
2,500—5,000	6
2,500 未満	6
	176

而して地域制施行都市は七百六十八に及び米國人口の約半分は地域制度の制限を受けて居る現状である。

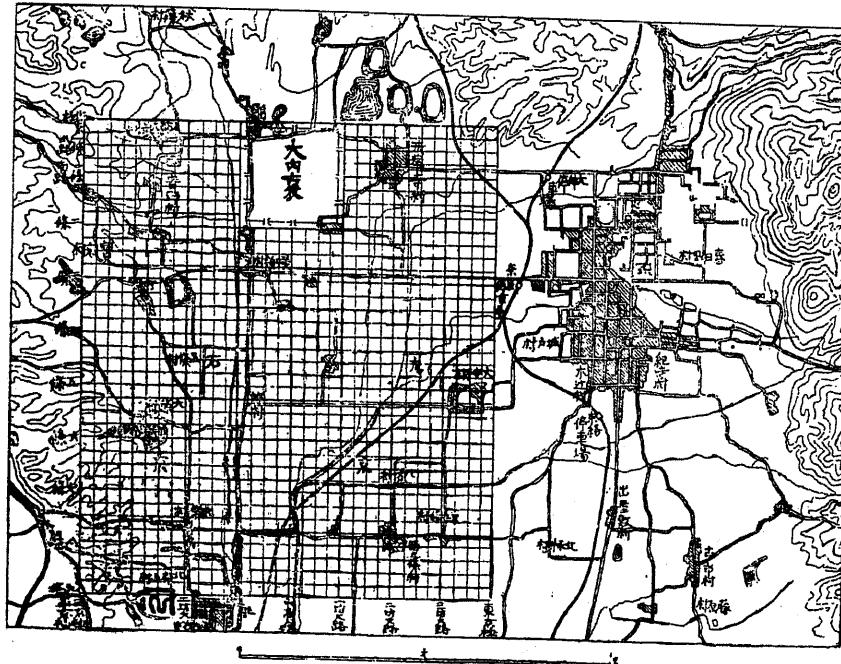
第五項 日本の都市計画

我國の都市計画は大正七年以前に於けるものは、獨り東京市に關するもののみである。然して東京市に關する市區改正事業は、佛蘭西あたりの道路の修築を主とするものに其淵源を有するものであつて、明治二十一年東京市に對し其營業衛生防火及通運等永久の利便を圖る爲め、公布せられたる東京市區改正條例及其附屬命令を其根據法とした。是れより先き中古時代に於ける平城京（奈良）及平安京（京都）等の首都の建設はあつたが、何れも其首都の防備を目的として、建設せられたるものであつたけれども、歐洲中古代の都市とは多少其趣を異にして居る。夫れは歐羅巴諸都市は城及市全體を防禦するのが目的であつたが、我國のは只城のみを完全なる防禦地帯として、市街は其周圍に建設せられて都市全體としての防禦は講じられなかつた、之れ歐洲及支那の都市と趣を異にする所以である。之れ畢竟我國に於ては民族の爭が無かつた爲めで、西歐及支那に在りては其政治の權力者又は有力者が自分丈を防禦すれば可なりと云ふ譯に行かず、其れに從屬の機関が他の民族より壓迫を受けざる様に、都市全體の防禦が出来る様に設計する必要があつたからである。我國は武家のみが戰さに關係し、町百姓は全然其渦中に這入らなかつたからである。然して我國の帝都は昔は隨分

簡単に移築されたものである。従つて今日其遺跡は餘りに見られない。推古帝以来古代の都市たりし南大和の飛鳥京が在つたが、其後は手軽に移りて次で浪華、長柄の都も長く續かず、又飛鳥地方に歸つたが何れも帝都としての型だけであつて、都市としては何等纏まつたものではなかつた。只徳川初期に至つて初めて稍發展の曙光を認めた。而して獨り平城京及平安京のみが此以前に於て發達した形跡があるのみである。

平城京 寧樂の都は元明帝の御代飛鳥京より遷都されたものであつて、現在の奈良市の西方から生駒山麓に及んだ、南方は郡山に連り、交通必ずしも至便ならざりしも、大和より難波津に達し又更に東海方面に達するに必ず不便と云ふには非ず、木津川の舟楫の便も開けており、其地域廣大にして且規模雄大であつて、

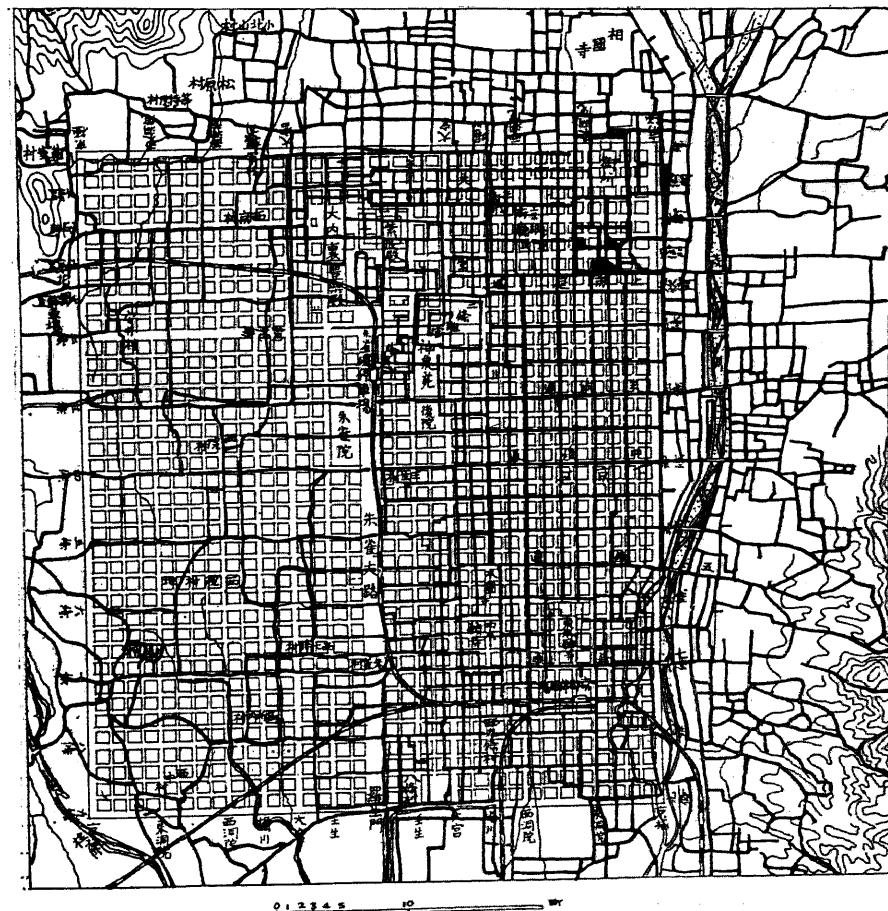
平 城 京



第 5 圖

支那長安城の制を則つたものである。首都計畫としては最も完備したものであつた此計畫によれば、大内裏即宮城が中央北部の正面に位し。其正面には南北の方向に（第5圖）大道路を配し之を朱雀大路と稱した、之に直角の方向に北京極、一條、二條、三條乃至九條とし九條が南京極となつて居る。又朱雀大路の東西に各四本の南北幹線を配置し、全體を七十二の街廓に分つた此各街廓を「坊」と稱す、

平 安 京 舊 址 圖 (平安通志に依る)



第 6 圖

各坊の大きさは百八十丈角にして各坊内には更に東西及南北に各三條の小路を配して以て之を區劃した。此一區劃を「坪」と稱す、然して各道路の幅員は大路八丈、小路四丈とした。而して町全體は東西千四百四十丈（約 40 町）南北千六百二十丈（約 45 町）と云ふ頗る龐大なる地域であつた。然して此區域の外に更に十二坊を作り、之を市街地とした現在の奈良の町は勿論此外にあつたのである。東大寺は此東の坊の外側に接してあつたものである、然し實際は西部及南部は殆ど實現するに至らなかつた。

平安京 奈良の都は桓武天皇延暦三年に至る迄七代の都と奠められた、桓武天皇は延暦三年急に長岡に遷都された現在の向日町附近であるが、此宮殿は未だ完成せざる同十三年更に平安の都に遷都された、之現在の京都の都である。（第 6 圖）大内裏の正面には朱雀大路を配し、之より左右兩京に分ちたる事は平城京と全く同じ計畫なりしが、尙多くの坊に分けた、朱雀大路は幅員二十八丈にして町全體は東西千五百八丈（約 42 町）南北千七百五十三丈（約 48 町）而して此區劃の周圍には田畠との境界を作る爲め羅城を築かしめた。之は城壁とは異なりて一種の土塀である即厚さ六尺其外側に犬走七尺を作り、其外に幅員一丈の溝を堀つた、朱雀大路の終端には羅城門を築いた、然して平安京は桓武天皇延暦十三年正月朔日新宮殿の大極殿に於て御即位あらせられしより、明治初年に至る迄約一千百年の長き帝都にして、平城京に比して交通至便、加ふるに風光明媚なる都であつた、而も其計畫は平城京と全く同様なりしが、朱雀大路は其幅員を二十八丈とせるは只に其交通上の必要のみならず、一つは都市の美觀を保持し、且防火地帶として役立つべく設けられたるものである。當時朱雀大路を中心として人家も相當建てられたるも、次第に衰微した。朱雀大路を中心として東部は加茂川の交通水路を有したるが故に、後年に至るも其形體を保持せるも西部は全く交通不便にして、計畫の實現を見なかつた、現在の京都市は當時の左京の部分に相當し、新京極通か東京極、千本通か朱雀大路に相當す、宮城の完成には前後十二箇年の日子

を費し、遷都後僅四、五十年にして右京は急に衰へ、左京のみが残り次第に南北に發展して今日の上京下京となつたのである。

次で須磨の邊に計畫されたる福原都や、鎌倉、堺等の町が計畫されたが、何れも小規模のものに過ぎなかつた、戰國時代に至りては諸侯が城下町を築くに至つた即豐臣の大坂城及徳川の江戸城が其尤なるものである。

大阪城 大阪城及其城下町の計畫は豊太閤の計畫になれるものであつて平城京及平安京とは大に其趣を異にして、殊に戰國時代の計畫になれるものなれば全く城を中心として防禦を主としたものである。秀吉は天正十一年此地に築城し、在來の町には頓着なく外延的交通の利便と將來の通商經濟等の方面をも考慮して、群雄割據の諸将を統一する爲、政治的中央集權の實を擧げん事に努力した。而して大阪の町は平安京と等しく格子型を採用したが、秀吉早世の後は大阪市の發展は自然放任主義となり且明治維新以來急激なる發展は全く其統制を缺き、今日の亂雜なる無秩序なる街衢が出現し、不衛生なる状態となつた當時秀吉の計畫が全部實現して居たならば街路幅員の狹少なるを憾むる街衢は整然たるもののが出來たであらう。秀吉は更に文祿三年伏見城を計畫し二箇年にして完成したが、其計畫雄大にして天下に誇り得るものであつたが、秀吉逝ひて世は徳川の御代となり家康の爲めに支離滅裂の状態となつた。

江戸 建武年間に至る迄江戸は往時の一閑村に過ぎなかつたが、後花園天皇の朝、上杉の臣太田道灌江戸城を築き之に據つた、當時は下谷、本所、深川、向島等は淺海にして日比谷、根岸、根津、王寺等が海岸の一部落であつたと言ふ、其後文明十八年、上杉定正道灌を弑して之に居り北條氏綱之に更つた、天正十八年秀吉北條氏を征して關東を家康に與へて、江戸に居らしめた。家康城西の番町に旗本を置き城東には溝渠を築き、社寺を建立し或は沼澤を埋め數多の橋梁を架設し小名木川の水路を修めて行徳鹽の供給に便にした。茲に於て小田原の繁榮は全く江戸に移り、以て關東地方の中心地となるに至つた。關ヶ原の合戦後は幕府の

所在地となり諸侯の居宅を此地に構ふるもの次第に多く、町人も亦武家への物資供給の必要から漸次増加し、今日の銀座、日本橋附近に居住するもの次第に多きを加へた。三代家光の時代に至りては、江戸城の疊壁を築き塹濠を掘り諸侯は何れも壮大なる邸宅を造るに至り、從つて土木事業が非常に進歩し、參勤交代の制行はれて、市街は日々に繁榮を加ふるに至つた。明暦の大火は市民に非常なる損害を與へたるも、却つて市區の改正の誘因となり、兩國橋を架設して街衢大に改まり、世は愈々太平となつた、而して其永き太平は奢侈品の需要を促進し、名匠城下に集ひ來りて手工業大に發達した。安政の大地震は又もや大火を伴ひ、民家の大半鳥有に歸し、加ふるに參勤交代の制を三年目となしたるにより、市況頓に衰へ次で幕府倒れて維新の大業成り、明治元年江戸を改めて東京となし、同二年帝都を此地に奠して車駕の行幸あり、改めて茲に政治の中心となり、諸官廳學校等も漸次此地に建築せられ、商工業亦日々に隆盛となつた。此れ明治以前の江戸の状態である。明治時代に至りては我國の都市計畫として、獨り東京市區の改正事業が施行せられたのである。

東京市區改正事業 東京は元と徳川三百年の霸都たりし所にして、八萬騎の旗下に住し、三百の諸侯之に居り、市民は城地を繞りて街衢を拓き、侯邸士宅を圍みて廬肆を列し、其盛時に在りては一千六百餘軒人口二百萬を算するの殷賑を極めたと傳へられて居る、然して立都の初め一定の區割を設けて、街衢を開いたるは僅かに廓内の地に止まり、其他は概ね自然の發達に放任せられたるを以て、區割必ずしも整然たらずして、道路亦迂曲狭隘を免れなかつた。明治維新變鼎の地となりしと雖も、幕府の倒滅は諸侯の妻孥を各藩國に去らしめ、旗下の士亦四方に散し、諸侯に依立したりし工匠は地方に移り、市の権要部を占めたりし大邸宏宅は變じて桑園茶圃と成り、市街の秩序全く破壊せられ、加ふるに幕末以降國家多事にして他を顧みるの暇なかりしが爲め、河渠游塞して舟運を梗し、下水停滞し上水亦不完全にして衛生上寒心に堪へざるものあるに至つた。然るに世界の

交通日に開け、都市改造の機運を促し、西歐文明の輸入は月に盛にして、交通機關の發達著しく、爲めに道路の狭隘を告ぐる事痛切なるものあり、殊に火災切りに起り市民を苦しむ事屢々であった。幕府時代の火災に際しては全國よりの富を集め諸侯の邸宅を造営したる爲め、市民は間接の賑を見たるも今は民の富は全く焼盡し市街を衰減せしめ一朝にして倒産の悲境に陥りたるものなきに非ず、茲に於て政府は明治五年二月祝田町發火の火災を機として、京橋以南の焼跡に於ける市區を改正し、煉瓦石造家屋の建築を強制した、是れ東京市區改正事業の端緒をなすものである。次で共同墓地公置等に關する調査及水道改良の議を研究した。明治十二年箔屋町の大火を機として、防火線の設定をなし道路運河橋梁及家屋改造の計畫をなした、又議者は東京市を經濟都府たらしめ、貿易都市とする目的を以て港灣計畫の決定をなすべく調査機關を作つた、次で明治十五年七月芳川顯正東京府知事となるに及びて、市區改正の根本計畫を立てしめ、明治十七年十一月之を内務卿山縣有朋に建言した結果、政府も時代の要求を察知し、明治二十一年遂に東京市區改正條例の公布をなし、多年の懸案たる東京市區改正事業の基礎を確立した。次で土地の收用又は使用に關する法規の制定を要求したれば、明治二十一年十二月東京市區改正土地建物處分規則を公布し、以て市區改正事業に關する法律の典據を完全した。

都市計畫法及市街地建築物法の發布 東京市區改正條例の公布以來三十年東京市に於ては市區改正事業として、決定せられたるもの内道路橋梁の數線を除く外、全部の竣工を告げ、河濠公園に在りても、亦其大部分を竣工せしめた。上下水道に至りては未だ其全部を完了するに至らなかつた。如斯當初の設計に對して効果未だ全からざる間に、世界大戰の勃發を見其影響を受け、物價著しく昇騰し當初の豫算を倍加するも尙且都市計畫を完成せんとする事は、殆ど不可能となつた、殊に最近工業組織的一大變革と交通機關の異常なる發達とに依り、都市構築の基件にも非常なる變換を來し、都市經營の根本計畫は、從來の既成市街地の整

理即市區改正のみを以てしては満足する事を許さるに至つた。即近代都市の特徴は、都市の内外に亘る商工業の發展に伴ひ、都市に人口の集中を來し、都市の膨脹發展は頗る急激にして、人口は忽ち溢れて都市の領域を超へ各種工場は都市又は都市附近に興るに至つたが、概ね其發展は無秩序にして全く統制なく自然に放任せられたる結果、都市附近は交通に衛生に保安に實に收拾すべからざる狀態に至つた事は、現代都市の通弊である。斯るが故に、現代の都市計畫は既成市街地の改造をなすと共に、將來發達せんとする郊外地未開發地の合理的計畫を樹て、以て統制ある市街地を建設せんとする事が、最も肝要の事柄となつた。是れ都市計畫の主眼とする所である。如斯現象は獨り東京市にのみ限られたるにあらずして、他の大都市に於ても世界大戰後の著大なる發展に對して、何等の用意なく聊か面喰つた感があつた。茲に於て政府は大正七年四月、法律第三六號を以て東京市區改正條例及其附屬命令を、京都大阪神戸横濱名古屋の大都市に準用するの途を開いて、各市の市區改正に關する法律的典據を與へた、然るに時代の要求は東京市區改正條例を以てしては最早満足する事が出來ないで、是れが根本的改正の必要を痛感したるを以て、大正七年五月内務省に都市計畫調査會を設置し、都市計畫に關する根本的調査をなし、都市計畫法及市街地建築物法を制定し、大正八年四月法律第三六號を以て之を公布し、大正九年一月より六大都市に施行し漸次、中小都市にも之を施行する事となり、現在百九市中九十七都市に施行せられて居るの現況である。(附錄參照)